

徳島県立人権教育啓発推進センター 管理運営業務要求水準書

参考資料

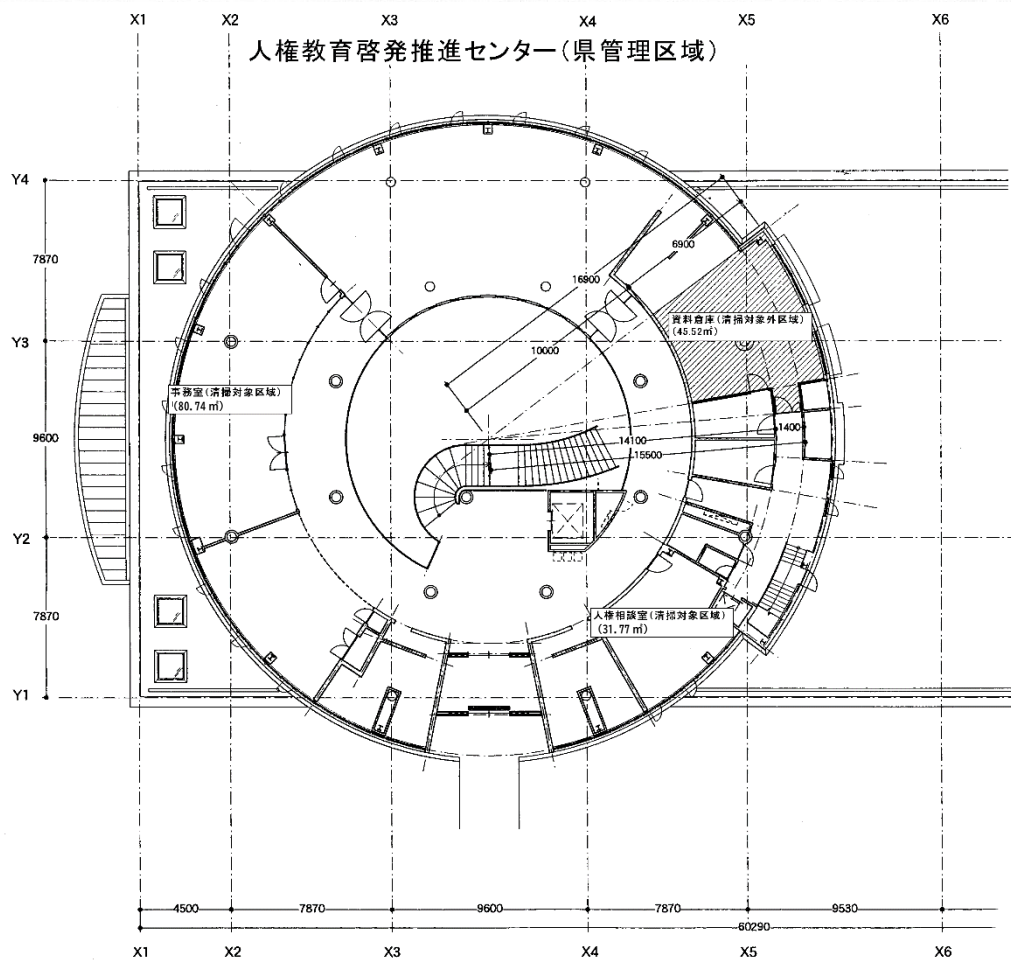
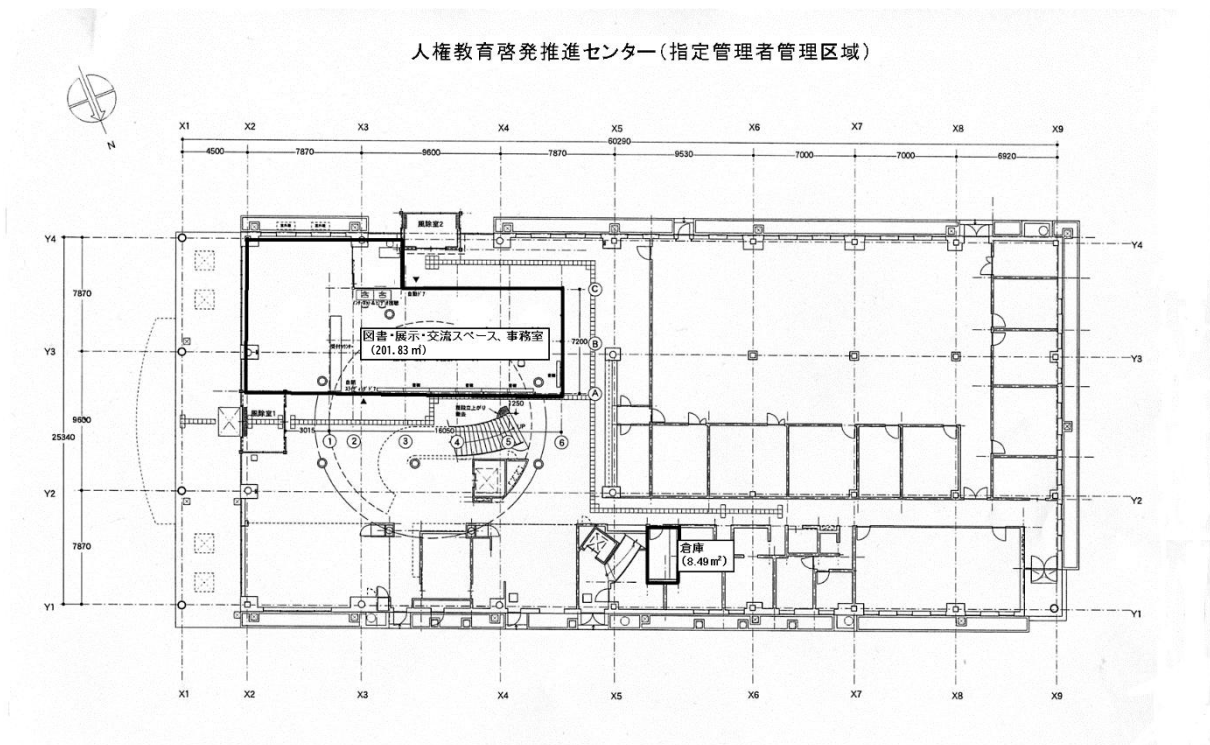
令和8年7月

徳島県生活環境部 多文化共生・人権課

目次

参考資料 1	施設配置図.....	1
参考資料 2	施設運営費の状況.....	2
参考資料 3	センター事業参加利用者状況（指定管理部門）.....	4
参考資料 4	管理運営体制の状況（予定）.....	5
参考資料 5	維持管理に関する業務基準書.....	6
参考資料 6	人権教育啓発事業運営基準.....	7
参考資料 7	人権教育啓発に関する情報収集・提供事業運営基準.....	11
参考資料 8	人権教育啓発に関する調査研究事業運営基準.....	13
参考資料 9	人権教育啓発に関する団体等の交流・連携促進事業運営基準.....	14
参考資料 1 0	備品一覧.....	15
参考資料 1 1	閲覧資料等一覧.....	16
参考資料 1 2	リース物件一覧.....	18
参考資料 1 3	再委託業務一覧.....	19
参考資料 1 4	徳島県立人権教育啓発推進センターに係る指定管理者制度導入に伴う確認書...	20

参考資料1 施設配置図



参考資料２ 施設運営費の状況

(単位：千円)

項目			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
収入	指定管理料		61,600	61,600	61,600	63,631	64,577
	その他の収入				5	17	10
	計		61,600	61,600	61,605	63,648	64,587
支出	固定費	人件費（正職員）	24,492	24,474	28,183	29,524	30,574
		人件費（臨時・アルバイト等）	0	0	0	0	0
		光熱水費	730	719	677	700	800
		事務所運営費	4,419	4,760	4,036	3,218	3,510
		法人税及び事業税等	2,523	2,557	0	0	0
	運営費	人権教育啓発事業費	11,620	13,269	13,738	21,587	21,418
		人権教育啓発に関する情報収集・提供事業費	2,930	1,591	2,245	2,809	2,290
		人権教育啓発に関する調査研究事業費	0	0	0	7	60
		人権教育啓発に関する団体等の交流・連携促進事業費	2	12	14	997	1,054
		人権教育啓発に関する企画提案型事業費	13,892	13,241	11,722	3,989	4,015
		その他運営費	0	0	0	0	0
	維持管理費	清掃費	396	437	437	437	456
		施設警備費	264	264	273	285	288
		保守管理費	297	297	297	89	92
		その他業務費	0	0	0	0	0
		修繕費		0	0	0	30
	計		61,565	61,621	61,622	63,642	64,587
収支			35	－21	－17	6	0

※令和４～７年度は実績値、令和８年度は予定値。

※過年度の収支計画書と収支決算書の費目を一致させるため、区分を修正したことから、令

和6年度以降「法人税及び事業税等」は「事務所運営費等」に含めて整理しているため、0円記載となっている（今回提出いただく収支計画書（様式10－5）では、「租税公課」欄で対応することとしている。）。

※【重要】消費税の取扱いに関する注意点

過去の実績額と、今回提出いただく収支計画書（様式10－5）では、消費税の扱いが異なるので注意すること。

- ・本資料（参考資料2）の金額は、すべて「税込額」。
- ・今回提出いただく収支計画書（様式10－5）の各費目は「税抜額」で記入し、消費税等は最下段の専用欄に一括計上すること。

参考資料3 センター事業参加利用者状況（指定管理部門）

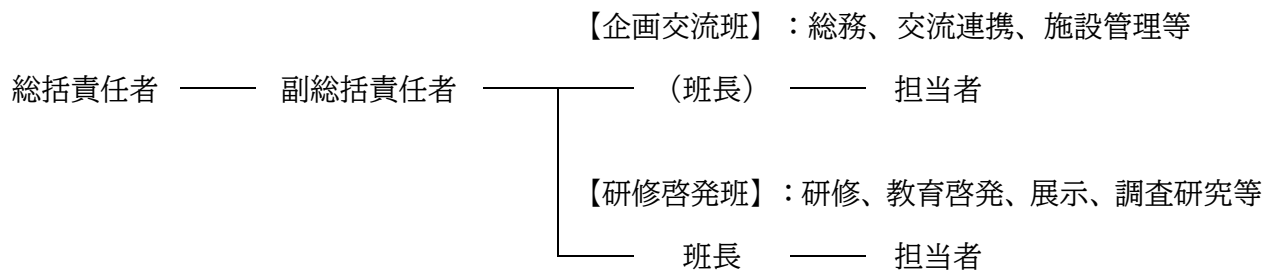
（単位：人）

年度 区分	令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （実績）	令和7年度 （実績）
施設入館者	3,058	4,111	6,432	6,343
館外啓発事業	38,268	54,432	52,285	58,228
合計	41,326	58,543	58,717	64,571

参考資料4 管理運営体制の状況（予定）

指定管理部門管理運営体制（予定）

6名程度（正規職員）



参考資料 5 維持管理に関する業務基準書

施設等の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象設備・対象業務	規格等		数量	法定	業務基準		
						管理の内容	実施頻度	
保守点検業務	電気設備	一般分電盤		1 式		保守点検	月 1 回	
		一般動力盤		1 式		保守点検	月 1 回	
		一般照明設備		1 式		保守点検	月 1 回	
		コンセント設備		1 式		保守点検	月 1 回	
		各負荷回路		1 式		メガ測定 その他記載なき電気設備の 管理は保安規程を遵守すること	年 1 回	
	機械警備設備	防犯設備	インフラレッドセンサ ー	2		専門技術者による保守点検 取付状況・警戒エリア・動作 点検	随時	
			マグネットセンサー	3				
			フラッシュライト	1				
			煙感知器	1				
			コントローラー	1				
	自動扉	片引式自動ドア		1				
	空調設備機器							
		主機	マルチ型エアコン 室外機MAO 1 －1	冷暖房型インバータ制 御P355(13馬力) 冷房能力35.5kw 暖房能力40.0kw 重耐塩仕様	1		保守点検 外観・異音確認 圧力測定・冷媒温度測定点検 電動機温度測定 電圧・電流・絶縁測定 吸込・吹出温度測定点検 ガス・オイル漏洩点検 保護装置動作確認 熱交換機汚れ確認 エアフィルター清掃点検 パネル清掃点検 Vベルト点検 フィン清掃 グリスアップ等	2ヶ月1回 月1回 月1回 月1回 月1回 月1回 月1回 月1回 月1回 月1回
マルチ型エアコン 室内機MAC 1 －1			天井カセット型4方向 P80(3馬力) 冷房能力8.0kw 暖 房能力9.0kw	4				
マルチ型エアコン 室内機MAC 1 －2			天井カセット型2方向 P36(1.3馬力) 冷房能力3.6kw 暖 房能力4.0kw	1				
換気設備機器	ロスナイ換気扇	天吊カセット形	2					
		天井埋込形	1					
清掃業務								
	日常清掃							
	1 階	図書・展示・交流ス ペース	201.83㎡			清掃	1 回/日	
		事務室						
		倉庫		8.49㎡				適宜
	2 階	事務室	80.74㎡				1 回/日	
		人権相談室	31.77㎡				1 回/日	
	定期清掃	ハードフロアー	201.83㎡			床面洗浄・ワックス掛け	年2回	
		カーペット	112.51㎡			清掃	年1回	
	ガラス清掃		392.9㎡			清掃	3ヶ月1回	
	ゴミ処理	一般廃棄物	県管理区域（資料倉庫除く）も含む			分別集積により、搬出処理	2回／週	
		事業系産業廃棄物	県管理区域（資料倉庫除く）も含む			廃棄物処理基準に従い搬出 処理	2回／週	

※設備の規格等は変更の可能性あり

参考資料6 人権教育啓発事業運営基準

1 人権教育啓発推進事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

次の事業を、年1回以上実施する

①同和問題講演会等の開催

- ・対象：県民
- ・会場：多くの参加者に対応できる施設を選択する
- ・内容：「徳島県人権教育啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題について、県民の方が参加しやすく、問題解決に向け、理解と共感を得られるような講演会等の事業を企画、実施する

②人権に関する児童・生徒の作品募集及び表彰等の実施

- ・対象：県民
- ・会場：多くの参加者に対応できる施設を選択する
- ・内容：県内の小・中・高校及び特別支援学校の児童生徒から、人権に関する作品（作文、作詩・作曲、標語ポスター、動画作品等）を募集し、優れた作品の表彰式、発表会及び展示会を実施する

③人権懸垂幕作成・設置

- ・内容：懸垂幕を作成し、徳島県人権教育啓発推進月間（11月）に合わせ、一月程度、県庁舎（徳島・鳴門・阿南・美波・川島・美馬・三好）及びマリンターミナルに設置する

④人権啓発企画ポスター募集・発行

- ・内容：企画コンペにより、民間業者から人権啓発用ポスターデザインを募集し、ポスター広報に利用するとともに、各種啓発物のデザインとして活用する

2 講師団運営等事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

- ・内容：人権問題講師の派遣マニュアルを作成し、企業等の研修需要を掘り起こすとともに、講師との日程調整を行う
講師の資質向上のため研修を年2回程度実施する
講師派遣については、年30回程度実施する
※講師の委嘱は県で行い、謝金及び旅費は指定管理者の負担とする

3 マスメディア広報事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

①新聞広報

- ・ 内容：県内で発行部数の多い新聞紙上において、年1回人権啓発広報を実施する
- ・ 規格：全面15段、カラー

※内容については、企画の段階において、県の承認を得ること
発行に際しては、県の審査を経ること

4 出版物発行等広報事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

①季刊誌（人権情報誌）作成・配布

- ・ 内容：人権に関する様々な問題を取り上げるとともに、センターの活動状況、徳島県・県内市町村の人権イベント情報などを掲載し、人権に関する情報を広く県民に提供する
- ・ 規格：A4判、4ページ以上、カラー、年4回2000部程度、音声コード添付、カラーユニバーサルデザイン

※内容については、企画の段階において、県の承認を得ること
発行に際しては、県の審査を経ること

②啓発冊子作成・配布

- ・ 内容：人権問題に関する啓発冊子を作成し、広く県民に配布する
- ・ 規格：年1回4000部程度、音声コード添付、カラーユニバーサルデザイン

※内容については、企画の段階において、県の承認を得ること
発行に際しては、県の審査を経ること

※作成した啓発冊子については、適宜更新を行うこと

更新に際しては、県の審査を経ること

③県民対象事業に係る広報

- ・ 内容：対象者が県民の事業等について、チラシ等を作成し配布する
- ・ 規格：音声コード添付、カラーユニバーサルデザイン

5 情報発信事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

- ・ 内容：センターの活動状況、徳島県及び県内市町村の人権イベント情報、その他人権に関する様々な情報を収集し、ホームページ及びメールマガジンで、情報を広くタイムリーに県民に提供する
また、ホームページについては、ウェブアクセシビリティに適切に対応するため、適宜更新を行う
- ・ 規格：ホームページについては、JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること
「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン-2021 年 4 月版」で定められた表記による

6 講座事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

①県民講座

- ・ 対象：県民、企業関係者等
- ・ 内容：Ⅰ 沖洲マリンターミナル講座
人権問題に関心を持つ機会を提供するため、身近な人権についてわかりやすい講座を企画し、実施する
・ 年 3 回程度

Ⅱ 出前講座

- 企業内研修、PTA等の会などに出向き、出前講座として実施し、県民の人権への意識を高める
・ 年 2 回程度

②人権啓発サテライト講座

- ・ 対象：県民
- ・ 回数：年 2 回程度
- ・ 内容：県民の方に、地域の身近な施設において人権について学んでいただける機会を提供するため、講座を企画し、実施する

③指導者養成セミナー

- ・ 対象：市町村及び人権教育啓発に関する団体等が推薦する者等
- ・ 場所：沖洲マリンターミナル、各市町村等
- ・ 回数：年 6 回程度
- ・ 内容：人権に関する研修会等を実施し、地域の課題に順応した人権教育啓発を企画
・ 運営できる指導的な役割を担う人材を育成する
また、会場を市町村へも広げることにより、学習の機会を増やす

7 人権教育研修事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

①人権教育セミナー

- ・対象：県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の子ども、保護者、教職員
- ・内容：学校における人権問題を取り巻く諸課題に対し、問題解決のための研修等の企画を学校から提案していただき、協働して研修会を実施する
(年間15校程度)

②あいぼーとスタディ

- ・対象：県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の子ども、保護者、教職員
- ・内容：あいぼーと徳島（図書・展示・交流スペース）、県民活動プラザ会議室等を活用し、人権学習の学びの場として、児童生徒等に学習機会を提供する

8 次世代への人権教育啓発事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

- ・対象：県民
- ・回数：年2回程度
- ・内容：次世代を担う若者の人権意識の高揚を図るため、学生や親子向けの事業を企画し、実施する

9 人権フェスティバル協力事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

県が実施する人権フェスティバル事業の実施に協力するとともに、人権フェスティバル会場の一部を利用し、指定管理者においても事業（パネル展示等）を実施する

参考資料 7 人権教育啓発に関する情報収集・提供事業運営基準

1 人権教育啓発情報収集事業

- (1) 主催
指定管理者
- (2) 事業内容
 - ・ 人権教育啓発の推進に資する多様な情報を収集する
 - ・ 必要に応じて、情報をデータベース化し、県民がいつでも活用できるようにする
 - ・ 人権教育啓発資料を購入する
購入した資料について、改訂版等が出版された際、適宜購入する

2 人権ライブラリー管理運営事業

- (1) 主催
指定管理者
- (2) 会場
図書・展示・交流スペース
- (3) 事業内容
 - ・ 対象：登録された県内の個人・団体
 - ・ 内容：図書、ビデオ、DVD、パネル及びインターネット端末の管理、閲覧及び館外貸出し

	貸出数	貸出期間	利用料
図書	原則 3 冊	原則 2 週間	無料
DVD	原則 2 巻	原則 2 週間	無料
パネル	原則 1 組	原則 2 週間	無料

3 展示事業

- (1) 主催
指定管理者
- (2) 事業内容
 - ①人権啓発パネル作成
 - ・ 内容：県民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発をテーマとしたパネルを作成し常設展示、特別展示等に活用する
 - ・ 規格：90cm×60cm程度
※内容については、企画の段階において、県の承認を得るとともに、作成に際しては、県の審査を経ること

②常設展示

- ・場所：図書・展示・交流スペース
- ・内容：人権啓発パネルを展示する
- ・回数：年4回程度組み替えること

③特別展示

- ・場所：図書・展示・交流スペース
- ・回数：年2回程度（1回あたり1か月程度）
- ・内容：人権資料・展示全国ネットワークを活用するとともに、市町村とも連携し、人権資料等の特別展示を実施する

④出張展示

- ・会場：県央部、県南部及び県西部の施設
- ・回数：各会場1回程度
- ・内容：人権啓発パネル等を各会場に出張展示する
※県央部、県南部（阿南・美波地域連携事務所の管轄区域）、県西部（三好・美馬地域連携事務所の管轄区域）の各会場

4 「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり」推進事業

（1）主催

指定管理者

（2）事業内容

「点字図書・録音図書」、「活字文書読上げ装置」、「磁気誘導ループ」等を購入・設置し、貸出等を行う

参考資料８ 人権教育啓発に関する調査研究事業運営基準

1 人権教育啓発に関する調査研究事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

- ・ 社会の変化や県民のニーズに即した調査研究活動を行う
- ・ 県民が自主的に行う調査・研究活動を支援する

2 人権教育啓発アドバイザー事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

人権教育啓発に関する団体等の求めに応じ、人権教育啓発に関するノウハウ等の提供等、アドバイスを実施する

参考資料９ 人権教育啓発に関する団体等の交流・連携促進事業運営基準

1 人権グループ交流推進事業

(1) 主催

指定管理者

(2) 事業内容

人権教育啓発に関する団体等を育成・支援するとともに、団体間の相互交流を促進し、交流の輪を広げる

参考資料 10 備品一覧

番号	品名	数量	単位	設置場所
1	応接セット	1	式	局長室
2	耐火金庫	1	台	局長室
3	プリンター用テーブル	1	台	事務室
4	ミーティング用テーブル	1	台	事務室
5	ミーティング用テーブル	1	台	図書・展示・交流スペース
6	キッチンキャビネット	1	台	事務室
7	車椅子	4	台	事務室2、多目的活動室2
8	冷蔵庫	1	台	事務室
9	シュレッダー	1	台	事務室
10	電話交換機	1	式	局長室・事務室・分室・相談室
11	書庫	2	台	事務室
12	会議テーブル	3	台	図書・展示・交流スペース
13	机	10	台	局長室1、事務室6、多目的活動室3
14	ロッカー	3	台	局長室1、事務室2
15	キャビネット	27	台	局長室2、事務室17、多目的活動室8
16	事務用パソコン	9	台	局長室1、事務室8
17	図書貸出用パソコン	1	台	図書・展示・交流スペース
18	閲覧机	2	台	図書・展示・交流スペース
19	机（ビデオ等）	2	台	図書・展示・交流スペース
20	書架	9	台	図書・展示・交流スペース
21	単式書架	1	台	図書・展示・交流スペース
22	テレビ	1	台	図書・展示・交流スペース
23	移動式架台	1	台	図書・展示・交流スペース
24	マイク他	1	式	図書・展示・交流スペース
25	軽量棚	3	台	倉庫
26	クリーンロッカー	1	台	事務室
27	携帯型難聴者用磁気ループアンプ	1	式	多目的活動室
28	デジタル4Kビデオカメラ	1	式	事務室
29	木製書架リプロスW-G単式2連	2	台	図書・展示・交流スペース
30	展示用絵本架（キャスター付き）	1	台	図書・展示・交流スペース
31	カメラ（EOS KISS M ダブルズームキッド）	1	台	事務室
32	空気清浄機	2	台	図書・展示・交流スペース
33	検温システムスタンドセット	2	台	図書・展示・交流スペース
34	大判プリンター	1	台	事務室
35	デジタルサイネージ	1	式	北側入口前
36	プロジェクター	1	台	多目的活動室
37	紙折り機	1	台	多目的活動室

参考資料１１ 閲覧資料等一覧

人権課題	図書	パネル	DVD
01. 女性	278	9	25
02. 子ども	1694	10	111
03. 高齢者	130	3	21
04. 障がい者	368	16	65
05. 同和問題	379	5	95
06. 外国人	155	5	10
07. HIV感染者・ハンセン病回復者等	104	3	21
① HIV感染者	(13)	—	(4)
② ハンセン病回復者等	(91)	(3)	(17)
08. 犯罪被害者等	46	4	3
09. 刑を終えて出所した人等	26	1	2
10. インターネットによる人権侵害	27	15	36
11. アイヌの人々	99	1	8
12. 様々な人権課題	577	9	88
① セクシュアルマイノリティ	(53)	(2)	(34)
② 拉致問題	(17)	(5)	(6)
③ ホームレス	(16)	—	—
④ 平和学習	(105)	(1)	(21)
⑤ 沖縄	(25)	(1)	—
⑥ 個人情報	(17)	—	—
⑦ 災害と人権	(22)	—	(27)
⑧ その他の様々な人権課題	(322)	—	—
13. その他	1,075	13	254
合計	4,958	94	739

※今後の整備過程において、変更される場合があります。

あいぽーと徳島 貸出用グッズ（令和8年4月1日時点）

啓発グッズ	数（セット）
高齢者疑似体験セット	10（うち子ども用5）
避難所運営ゲーム 避難所HUG	5
妊婦体験グッズ	8（うち旧タイプ3）
まちがいさがし（マグネット Map）	1
車椅子	4
紙芝居舞台	2（大1、小1）
合計	30

参考資料１２ リース物件一覧

(単位：千円)

区 分	物 件 名	事業費	備考（現行リース先）
事務室	コピー機	2 0 9	リコーリース（株）
事務室	公用車リース	3 2 1	(株)オリエントコーポレーション

参考資料 1 3 再委託業務一覧

(単位：円)

	業務内容	内容	R 7 年度 委託額 (年額)	R 8 年度 委託額 (年額)
1	清掃業務	事務所内の清掃・ゴミ処理	436,920	436,920
2	警備委託業務	事務所内の警備	285,120	285,120
3	設備管理業務	事務所内空調設備の管理	88,000	88,000
4	ホームページ 管理業務	徳島県立人権啓発推進センターで運営しているホームページの運用保守	318,992	139,472

※令和 7 年度は実績額、令和 8 年度は予定額

参考資料 1 4 徳島県立人権教育啓発推進センターに係る指定管理者制度導入に伴う確認書

徳島県立人権教育啓発推進センターに係る 指定管理者制度導入に伴う確認書

徳島県保健福祉部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長（以下「乙」という。）は、徳島県沖洲マリンターミナルビル（以下「マリンターミナルビル」という。）内に整備される徳島県立人権教育啓発推進センター（以下「センター」という。）の一部区域を甲が指定管理者に管理運営させるに当たり、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、センターに指定管理者制度を導入するに当たり、甲、乙及び指定管理者の管理の役割分担及び費用負担等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（財産の管理区域）

第2条 センターの区域（別紙参照）のうち、指定管理者に管理運営を行わせる区域（以下「指定管理者管理区域」という。）は別紙のとおりとし、その他の区域は甲が管理するものとする。

（費用負担の原則）

第3条 この確認書に特段の定めがない限り、センターの管理運営に効用がある費用であってもマリンターミナルビル全館にわたる費用については乙が負担し、センターのみに係る費用については甲及び指定管理者がそれぞれ負担するものとする。

（光熱水費）

第4条 マリンターミナルビルの光熱水費のうち電気代については、分別管理することとし、分別した部分については、甲及び指定管理者がそれぞれ負担し、月ごとに精算の上、乙に支払うものとする。

2 甲及び指定管理者は、通常の給湯・清掃等の範囲内において乙の共用部分の施設を無償で利用できるものとする。

（電話）

第5条 電話の管理は、甲、乙及び指定管理者がそれぞれ個別に行うものとする。

（機械警備）

第6条 指定管理者管理区域においては、甲の負担において機械警備に係る設備を設置し、指定管理者に警備を行わせるものとする。

2 センター管理区域のうち指定管理者管理区域を除く区域の機械警備については、乙の負担において行うものとする。

（保守点検等）

第7条 マリンターミナルビルの消防用設備保守点検については、センター管理区域においても、乙の負担において行うものとする。

2 センター管理区域における電気工作物保守点検、照明設備保守点検及び電話設備保守点検については、甲及び指定管理者がそれぞれ行うものとする。なお、センター設置に伴い指定管理者管理区域に新設される自動ドア及び空調設備の保守点検は指定管理者が行うものとする。

（清掃業務）

第8条 センター管理区域における清掃業務については、甲又は指定管理者が行うこととし、その区域等については甲と指定管理者において別途定める協定書によるものとする。

（保険の加入）

第9条 マリンターミナルビルの火災保険の加入については、乙の負担において加入するものとする。

2 指定管理者管理区域における施設賠償責任保険の加入については、指定管理者の負担において加入するものとし、その他については、乙の負担において加入するものとする。

（変更の協議）

第10条 甲及び乙は、この確認書で定める費用の負担が実績等から変更の必要があると認めたときは、双方協議して定めるものとする。

（臨時開館等）

第11条 甲及び乙は、臨時にセンターとマリンターミナルビルの開館又は閉館をしようとするときは、事前に相手方に通知するものとする。

（緊急体制）

第12条 災害等の緊急時の対応は、甲乙協議して、別途定めるものとする。

（職員等への指導）

第13条 乙は、マリンターミナルビル全体を管理するため必要が生じた場合は、甲に対して、甲の職員や指定管理者及び指定管理者の職員に対し必要な措置を講じるよう申し入れることができる。この場合、甲は、誠意をもって対応するものとする。

（疑義の決定）

第14条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第15条 この確認書は、平成19年4月1日から効力を生ずるものとする。

本確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月9日

甲 徳島県保健福祉部長 三木 章男 印

乙 徳島県県土整備部長 小池 幸男 印